

仕 様 書

1 業務名称

公立高校改革リーディング事業伴走支援業務

2 目的

本府では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、本府の高校教育改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）を創出し、その取組・成果を府公立高校全体へ普及させるパイロットケースを構築することとしている。

本業務では、改革先導拠点である府立学校への伴走支援を行うことで、各校の持続可能な体制構築及び取組の着実な実施を図るとともに、取組・成果の普及体制の構築を通じて、府全体の高校教育改革の実現を図る。

3 契約期間 契約締結日～ 令和9年3月31日

4 委託予定額の上限設定等

採択校が3校の場合：25,484千円（消費税及び地方消費税を含む。）

採択校が2校の場合：18,050千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※伴走支援の対象となる学校は、文部科学省が行う「令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」に係る採択校で、既に2校が採択されている。追加公募に1校を申請中であり、採択結果により、伴走支援の対象となる学校数及び委託上限額が変動する。追加公募の採択結果は、契約締結前に判明する見込みである。

5 履行場所

京都府教育庁指導部高校改革推進室および府立の各拠点校

ただし、府が指定する場所またはオンラインにより行う場合もある。

6 業務内容

府が国へ申請した取組計画（別紙「概要資料」）を前提とし、今後、府が策定を進める高校教育改革実行計画の方向性及び高校教育改革に関する国の政策動向、他府県の先行事例も踏まえながら、以下の改革先導拠点における取組の充実・府全体への普及に資する具体的な支援を行う。

- ① 事業実施に向け、府及び改革先導拠点ごとの取組計画作成を支援する。
- ② 取組計画を踏まえ、改革先導拠点ごとのカリキュラム策定の支援および、カリキュラム実現の支援を行う。
- ③ 大学、産業界等との連携について、先行事例の紹介、連携方法に関する助言、関係者間の協議内容整理等を通じて、協働体制構築を支援する。
- ④ 事業計画で整理している改革目標（KPI）の具体化、達成度の検証に必要な調査・分析方法等の提案・支援を行うとともに、外部視点からの評価を行う。
- ⑤ 府全体への普及に向け、成果や好事例を分かりやすく整理した資料作成や、効果的な情報発信、教員研修等の普及体制構築の支援を行う。
- ⑥ これらの内容について、府及び各改革先導拠点との間で、原則月 1 回以上打合せを実施する（オンラインを含む。）。

- ⑦ その他、本仕様書に定める業務の範囲内において、委託者が必要と認めた軽微な業務を実施すること。なお、本仕様書の範囲を超える業務が生じた場合は、別途協議の上、契約変更により対応する。

7 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解していること。
- (2) 実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。
- (3) 京都府と綿密な連携を図り、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、関係者との会議や打合せに必要な資料を提供するとともに、必要に応じて当該会議等に出席すること。

8 委託業務実施結果の報告

委託業務終了後、速やかに委託業務実施報告書（任意様式）を提出すること。委託業務実施報告書には、打合せ記録、支援業務遂行にあたって提供した資料一式、助言内容をまとめた資料等を添付すること。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務において取り扱う個人情報について、別紙「個人情報の取り扱いについて」に基づき、扱うものとする。

10 その他

(1) 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(2) その他

仕様書及び契約書に記載がない事項又は、疑義が生じた事項については、京都府と受託者の協議により決定する。

【別紙】個人情報の取り扱いについて

受託者は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (5) この契約による事務を処理するため、京都府から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、京都府の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (6) この契約による事務を処理するため、京都府から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (7) 京都府が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、京都府が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を京都府に届け出て、京都府の承諾を得たときは、この限りでない。
 - (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (9) この契約による事務を処理するために、京都府から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに京都府に返還し、又は引き渡すこと。ただし、京都府が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
 - (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、京都府の指示に従い、定期的に報告

するとともに、京都府が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。

- (12) 前号のほか、京都府が、この契約による受託者の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、受託者に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (13) 京都府が、この契約による受託者の個人情報の取扱いが不適當と認めて、受託者に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに京都府に報告し、京都府の指示に従うこと。